

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。

電子契約は廃棄物処理委託の必須要件である書面契約にほかならない。期待に応えて電子契約の普及を図るため、ナショナルセンター組織の創設等を目指し、メリット・デメリットを排出 / 処理側双方に明確に理解してもらう試みが始まっている。前号の「廃棄物・3R 処理のための電子契約モデル事業ワーキング会議」の紹介に続き、本号では「基本的な考えかた、特徴」を紹介する。

PCB 廃棄物適正処理検討会の報告書が取り纏められた。政令規定の期限 (平成 28 年) 迄の処理完了は難しい等の報告内容に寄せられたコメントの結果も公表された。



廃棄物・3R 処理のための電子契約 基本的な考え方

木川 仁

前号で、廃棄物処理委託の電子契約に関するモデル事業ワーキング会議 (事務局:(公財)廃棄物・3R 研究財団と(株)佐野環境都市計画事務所) が開催されたことを述べたが、本号ではその基本的な概念について紹介する。

(1) 廃棄物処理委託契約書に求められる 5 原則

最初に、確認のため、廃棄物処理委託契約書に求められる原則を整理する。

- 書面契約：口頭でなく書面で契約する
- 法定記載事項：廃棄物処理法、施行令、施行規則に記載された項目は必ず盛り込む
- 二者契約 (三者契約の禁止)：排出事業者は、収集運搬事業者及び処分事業者のそれぞれと締結し、収集運搬と処分を行う事業者が異なる場合、同じ契約書で三者契約しない
- 許可証等の写しの添付：契約内容に該当する許可証等の写しを添付する
- 5 年間保存：契約終了の日から 5 年間保存する義務がある

これら原則は、基本的に産業廃棄物を処理する時に適用される。一方、不要物をリサイクルする場合や事業系一般廃棄物等の処理においても、不適正な文書管理を排除するため、この 5 原則を適用することが望ましい。

(2) 電子契約の進捗状況

2001 年の電子署名法や IT 書面一括法、2005 年の e -

表 1 電子契約の代表的な特徴

代表的な項目	電子契約	紙契約
作成作業	ペーパーレス	印刷・製本
署名 / 捺印	電子署名	印鑑
印紙	不要	貼付
送付	ネット管理	送付時間・代金が必要
文書保管	サーバー保管	キャビネット等でファイル保管
文書検索	検索機能で対応	タブ・見出し検索等での対応
その他	代表的な機能が付与可能、 電子マニフェストとの連動、自動チェック機能 許可・契約・管理票等の一体管理	目視対応 エクセル台帳等の成管理

文書法等の施行から、書面契約の形態は、紙契約のみでなく電子契約も可能になった。また、2005 年環境省令第 9 号で廃棄物処理委託契約書の電磁的作成と保存が認められたため、電子契約が急速に促進されるものと期待された。しかしながら、電子契約はほとんど普及しなかった。その原因を関係者にヒアリングしてみると、以下の理由が挙がって来た。

JWNET のようなナショナルセンター組織がない
(社会システムが用意されていない)

経営合理化を図るために電子マニフェストを含めた文書一体 IT 管理を推進したいが、電子マニフェストの普及も進まない状況 (紙マニフェストとの併用) では無理がある

電子契約を導入する場合のメリット・デメリットを良く理解できない

これらの要因を見た時、電子契約を社会システムとして機能させる組織の存在が、重要な意味を持っていることが分かる。電子的なマニフェストの黎明期、多くの ASP 事業者が生まれた結果、排出事業者や処分事業者は、多数の ASP 事業者に参加することが必要になり、業務が煩雑化した経験を持っている。こうした経験から、どこの事業者からもアクセス可能で、さらに、どの事業者も容易に電子契約書を共有化できる JWNET のような「ワンナショナルセンター」を構築することが重要と考え、(公財) 廃棄物・3R 研究財団と(株)佐野環境都市計画事務所は、電子契約事務局を立ち上げた。

この事務局は、電子契約のプラットフォームと契約書の標準作成版 (詳細は次号で解説) を提供するが、この

プラットフォームへは、誰でも接続可能になるシステムを構築している。その結果、どのASP事業者からでも接続することが可能になり、ASP事業者を介して電子契約と電子マニフェストと連動して、許可・契約・管理票の一体管理も可能になる。

このワンナショナルセンターは、来年1月のプレオープン、4月からの本格稼働を目指している。

(3) 電子契約を導入する場合のメリット・デメリット

に挙げた「電子契約を導入する際のメリット・デメリット」を理解するために必要な、電子契約の代表的な特徴について前頁に掲げた。紙契約と比較し手見てほしい。(次号につづく)

今後のPCB廃棄物適正処理推進の取りまとめ 及びパブリックコメントの結果公表 小西 道子

昨年9月、本ニュース第49号でお伝えしたPCB廃棄物処理に関連して、このほど「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」で報告書が取りまとめられ、パブリックコメント実施結果が公開された。

検討の焦点は、現行の政令で規定された処理期限(平成28年)までに処理できるのか、今後どう処理推進を図っていくのかの二点であった。以下、取りまとめの概要を整理する。

[PCB廃棄物の処理期限]

大方の予想通り、平成28年までにPCB廃棄物の処理は完了できないと判断された。具体的な処理期限は未定だが、考え方は以下のとおりとなっている。

- ▶ 関係者が努力しPCB全体(高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物、微量PCB汚染廃電気機器等)の処理完了が見込まれる期限まで延長。
- ▶ 処理に最も時間がかかるのは、微量PCB汚染廃電気機器等。
- ▶ 少なくともストックホルム条約で定められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)。

[PCB廃棄物の処理推進対策]

大前提として「安全性の確保」が挙げられていた。「処理を急ぐあまり安全対策をないがしろにすることは許されない」との考え方が、まず前提にある。

高圧トランス・コンデンサ等(JESCOが5地域<北海道、東京、豊田、大阪、北九州>で処理)

現在概ね順調に進んでいるが、一部の設備で作業環境の問題があったり、一部の処理対象物の処理能力が十分でない場合もある。そのため、処理施設の改造(大阪、豊田、東京、北海道)を図る。また、処理推進の効果が大きい場合は、他事業所の得意能力を活用していく。

安定器等・汚染物(JESCOが処理)

現在は、北九州のみで処理が開始されており、北海道は建設中、東京、豊田、大阪は処理の見込みが立っていない状況にある。

このように、処理体制がない地域があり、早急な処理体制の確保が求められているため、今後は以下のように体制確保に努めていく予定である。

- ▶ 豊田、東京、大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- ▶ 北九州、北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しがついた時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。

微量PCB汚染廃電気機器等(民間の認定事業者が処理)

他のPCB廃棄物と比較し濃度が低く、焼却処理による体制を確保する考え方で、平成21年度から大臣認定処理施設(現在7施設)による処理を行ってきた。しかし、絶縁油のみ処理が可能な施設が多く、筐体や内部部材の処理は進んでいない。このため、今後は以下のように施設を増やしていく方針である。

- ▶ 無害化処理認定施設における対象物は5,000 mg/kg以下のPCB廃棄物とする。
- ▶ 処理施設の増強が必要(850以上2秒以上の焼却処理施設においても、認定の対象として制度を運用する)。
- ▶ 筐体の処理が可能な施設の認定を増やすことが必要。

このように様々な対策が挙げられているが、具体的な内容は今後関係者と協力しながら詰めていくとのことである。最後に、処理が進まない原因としては、主に保管、運搬、処分コストが高いことが挙げられてきた。それに関して国等で認識はしているが、具体的にこれ以上金銭的支援を行っていくという意向は見られないようだ。排出事業者から「期限が延びただけで何も変わっていない」と言われたいような体制づくりを今後進めていく必要がある。

以上

(株)日本廃棄物管理機構(JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー31階
Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@jao.co.jp